

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する入札説明書（再公告分）に係る質問（参加資格関係以外）に対する回答

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	00_入札説明書	13	8	第二次審査資料	入札においては、入札書の金額ごとに提案書様式の内容（金額に係る情報を含む）を変えることが想定されますが、2回目の入札については、入札後に提案書様式の変更箇所（金額に係る情報を含む）を出来る限り速やかに提出するという対応とさせて頂きたいと考えますが、この方法でよろしいでしょうか。	再度入札に際し、入札書の金額に対応して提案内容（資金調達計画・事業収支（様式A-5）に限りません。）に変更がある場合は、変更の生じる提案書様式すべての正本分を漏れなく入札書と同時に御提出ください。この場合において、当該変更に係る提案書様式の副本分については、後刻御提出いただくことで差し支えありません。また、変更のない提案書様式については、再提出を要しません。
2	01_事業契約書（案）	6	36	第14条第2項	第14条第2項に『（この場合において「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限る。）』という部分がありますが、（資料-8）入札説明書に係る質疑・回答書の質問（参加資格関係以外）に対する回答No.17によると『』内は削除される前提となっているように見受けられます。何れが正しいのでしょうか。	公告されている事業契約書（案）の記述に沿って業務を行ってください。 なお、9月20日に公告した入札説明書の添付資料の内容に不備があったことから、9月28日に訂正表を公表したところです。